

楽天チェック広告利用規約

第1条 （目的と適用）

- 本規約は、楽天ペイメント株式会社（以下「当社」という。）又は当社の関連会社が運営・発行する媒体上に設置された広告枠その他当社の取扱う広告媒体の広告枠（以下「本件広告枠」という。）を、当社が、当社を代理する広告代理店（以下「代理店」という。）を通じて代理店の顧客（以下「広告主」といい、代理店と総称して「広告主等」という。）に対して販売するにあたり、当社、広告主等間の権利義務関係を定めることを目的とする。広告主等になろうとする者は、本規約に同意の上、申込みを行うものとする。本規約の条項のうち、適用対象が広告主であることを前提としている条項については、広告主に対してのみ適用され、適用対象が代理店であることを前提としている条項については、代理店に対してのみ適用されるものとする。

第2条 （当社、広告主及び代理店の関係）

- 当社は、代理店を通じて、広告主に対し、本件広告枠への広告掲載に関するサービス（付随するサービスを含み、以下「本サービス」という。）を提供し、代理店に対し手数料を支払う。
- 代理店は、本サービスに関し広告代理店として必要な一切の業務を行い、当該本サービス提供の対価として広告料金を広告主から回収のうえ当社に支払う。

第3条 （代理店契約）

- 代理店になろうとする者は、当社が指定する形式に従い、必要事項を記載のうえ、当社に対して広告代理店契約（以下「代理店契約」といい、次条に定義する個別契約と総称して「本契約等」という。）の申込を行う。当社は、前項に定める申込を受領後、本サービスの提供の可否を審査し、その結果を代理店に対して当社所定の方法で通知する。当社は、前項に定める申込に不備があった場合、代理店に対して、当該不備を修正のうえ再申込を行うよう求めることができるものとし、代理店は、速やかにこれに従う。
- 第1項に定める申込に対し、当社が承諾をした時点で、当社と代理店の間で代理店契約が成立する。
- 代理店は、代理店契約の申込その他一切の意思表示について、正当な権限を有する従業員によって適正な社内手続きを経たうえで行われることを保証し、第1項に定める申込を行った後は、当該申込を取り消し、又は変更することはできない。

第4条 （個別契約）

- 代理店は、広告主のために自己の名前で本サービスの提供をするために、当社が指定する形式に従い、本件広告枠、広告掲載期間、広告料金、広告主の会社名、所在地、当社と代理店の間で事前に合意した手数料率、その他の必要事項を明記のうえ、本サービスの申込を行う。
- 当社は、前項に定める申込を受領後、本サービスの提供の可否を審査し、その結果を代理店に対して当社所定の方法で通知する。当社は、前項に定める申込に不備があった場合、代理店に対して、当該不備を修正のうえ再申込を行うよう求めることができるものとし、代理店は、速やかにこれに従う。
- 代理店は、当社の求めに応じて、広告主の審査に必要な情報、資料を提供するものとする。
- 第1項に定める申込に対し、当社が承諾をした時点で、当社と代理店の間で個別の契約（以下「個別契約」という。）が成立する。個別契約において本規約と異なる定めをした場合には、当該個別契約の規定を優先して適用する。代理店は、本サービスの申込その他個別契約成立までの一切の意思表示について、正当な権限を有する従業員によって適正な社内手続きを経たうえで行われることを保証し、第1項に定める申込を行った後は、当該申込を取り消し、又は変更することはできない。

第5条 （広告掲載基準等）

- 広告主等は、本サービスの提供を受けるとにあたり、別紙に定める広告掲載基準その他当社から提示された規定（以下総称して「広告掲載基準等」という。）を遵守する。広告主等は、広告掲載基準等の遵守を保証する証憑の提出を当社から求められた 場合、速やかに証憑を当社に提出する。
- 当社は、広告原稿、掲載にかかる広告又は広告の誘導先にあたるウェブサイト（以下総称して「広告等」という。）が広告掲載基準等に反すると当社が判断した場合、本サービスの提供を中止することができる。当社は、本サービスの提供を中止する場合、速やかに広告主等に通知する。
- 当社は、所定の方法で最新の広告掲載基準等を参照できるようにし、広告主等は、自己の責任において広告掲載基準等を確認する。

第6条 （原稿の入稿及び修正）

- 代理店は、広告掲載基準等に定める入稿締切日までに、当社が指定する方法により、広告原稿を当社に入稿する。
- 当社は、広告原稿が広告掲載基準等に反している又は反しているおそれがあると当社が合理的に判断する場合、代理店に対し、広告原稿の修正又は再入稿を求めることができ、代理店は、速やかにこれに応じる。なお、当社が修正又は再入稿を求めないことをもって、広告原稿の内容が広告掲載基準等に反しないことを保証するものではない。

第7条 （保証及び代理店の義務）

- 代理店は、当社に対し以下の各号に定める事項を保証する。
 - 当社に対して広告主のために、自己の名で本サービスを申込みための正当な権限を有すること
 - 広告等その他本サービスに関して代理店が当社に提供する資料が適法なものであること及び当社又は第三者の権利を侵害しないこと
- 代理店は、本条、第4条（広告掲載基準等）その他本規約各条項に違反したことにより当社が本サービスの提供を中止した場合、当社に対し何ら補償を求めることはできない。
- 代理店は、広告主に広告掲載基準等の内容を説明し、広告主の承諾を得るものとし、広告主による広告掲載基準等の違反については広告主と連帯して責任を負う。
- 代理店は、広告主から広告料金の受領の有無にかかわらず、広告料金を当社に支払わなければならない。また、代理店は、本契約等に関して広告主が当社に対して負担する一切の債務につき、広告主と連帯して負担するものとする。

第8条 （支払い）

- 広告料金の支払債務は、個別契約の成立をもって発生する。
- 当社は、広告料金に関して、掲載終了月の翌月5営業日までに請求書を代理店に発行し、代理店は掲載終了月の翌々月末日までに当該請求書記載の金額を当社

に支払う。

- 前項に定める支払の方法は、当社の指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は代理店の負担とする。
- 当社は、代理店に対し、広告料金の合計額（消費税は含まない。）に対して、個別契約に定める手数料率を乗じて算出した手数料を支払う。
- 当社は、本条に従って広告料金を請求する際に、前項に定める手数料を広告料金から差し引くことにより、手数料の支払いを行うものとし、代理店は広告料金の支払いと独立して当社に当該手数料の支払請求を行うことはできないものとする。

第9条 （業務委託）

- 代理店は、当社の事前の承諾を得ることなく本契約等に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- 代理店は、前項に基づき第三者に業務委託する場合、当該第三者に本契約等上の自己の義務を遵守させ、当該第三者の義務違反について責任を負う。
- 当社は、本契約等に基づく業務の全部又は一部を第三者に業務委託することができる。

第10条 （問合せ対応及び紛争解決）

広告主等は、広告等の内容その他本契約等に関連して、第三者から問い合わせ及びクレームを受けた場合、第三者と間で損害賠償請求その他紛争が生じた場合、又はそれらのおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知し、自己の責任と負担によりこれを解決する。この場合、広告主等は、当社が被った一切の損害（紛争解決のために当社が負担した費用を含む。）を賠償する。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

第11条 （広告素材及び媒体資料の知的財産権等）

- 広告原稿のほか、本サービスに関して掲出される画像その他原稿を構成する各々の要素（以下総称して「広告素材」という。）及び本サービスの概要、利用ガイドラインなどの記載のある、電子データの資料（書面化したものを含み、以下「媒体資料」という。）に関する一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等を含み、以下総称して「知的財産権等」という。）は当社又は当該権利を有する第三者に帰属する。また、広告主等は、広告素材を掲載するにあたり、知的財産権等に関する必要な許諾等を予め得ていることを保証するものとする。
- 広告主等は、広告素材及び媒体資料について、知的財産権等を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等、広告素材及び媒体資料に関する全ての権利を侵害する一切の行為をしてはならない。
- 前二項にかかわらず、本契約等と関係なく、従前から広告主等に帰属する知的財産権等は、広告主等に帰属するものとし、広告主等は当社に対し、本サービスを提供するために必要な範囲で、自己の知的財産権等の利用を許諾するものとする。
- 広告主等は、広告素材における著作権者人格権を行使しないものとする。

第12条 （商標等）

代理店は、当社の承諾を得たうえで、本サービスの提供、その他本規約等に定める目的に必要な最低限の範囲において、当社が保有又は使用权を有する商号、商標（登録商標に限らない。）その他当社の提供する商品又はサービスのブランドを表象するものを使用することができる。なお、当該使用に関して代理店は当社の指示に従う。

第13条 （通知）

- 代理店は、代理店契約の申込に際して、当社の求めに応じ、自己の会社名、所在地、電子メールアドレス等の連絡先、その他当社が本規約等に基づく取引において必要とする基本情報（以下「基本情報」という。）を当社に対し通知する。
- 代理店は、前項の基本情報又は広告主に関して当社に提出した情報に誤り又は変更があった場合、速やかに当社に対し正確な情報を通知する。なお、代理店が当該通知を怠ったことにより、本サービスの提供ができなかった場合及び広告主等に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わない。
- 当社から代理店に対する通知は、個別契約に特段の定めのない限り以下の各号に定めるものうち、当社が適当と判断する方法で行い、代理店はこれに同意する。
 - 代理店による本規約に基づく申込の際に送信元として利用された電子メールアドレス
 - 第1項の定めに基づき代理店が当社に通知した電子メールアドレス
当社から広告主に対する通知は、個別契約に特段の定めのない限り代理店を通じて行うものとし、広告主はこれに同意する。なお、代理店が当該通知を広告主に伝達しなかったことにより、本サービスの提供に支障が生じ、又は広告主に損害が生じた場合、代理店が一切の責任を負い、当社は責任を負わないものとする。

第14条 （有効期間等）

- 代理店契約の有効期間は、契約締結日からから1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当社又は代理店のいずれか一方からも書面による解約の意思表示がない場合、代理店契約はさらに1年間延長され、以後も同様とする。
- 前項の定めにかかわらず、代理店は、有効期間中であっても、2ヶ月前までに書面により当社に通知し、当社が認めた場合には、代理店契約を解約することができる。
- 代理店契約が終了した時点で有効な個別契約が存在するときは、代理店契約は当該個別契約に基づく当社及び代理店の全ての義務の履行が終了するまで存続する。
 - 本契約等の終了後も第7条（保証及び代理店の義務）、第8条（支払い）、第10条（問合せ対応及び紛争解決）、第15条（譲渡禁止）、第16条（損害賠償）、第17条（本サービスの中断・停止）、第18条（秘密保持）及び第21条（協議等）の規定は有効に存続する。ただし、第18条（秘密保持）の存続期間は本契約等の終了後3年間 とする。

第15条 （譲渡禁止）

広告主等は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約等に基づく権利、義務その他契約上の地位を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

第16条 （損害賠償）

広告主等は、自らの責めに帰すべき事由又は本契約等に違反したことにより、当社又は第三者に損害、損失又は費用を生じさせた場合、かかる損害等を賠償する責任を負う。

第17条 （本サービスの中断・停止）

当社は、サーバー、サーバーネットワーク、ソフトウェア等（当社が利用する第三者のサーバー及びソフトウェアを含む。）の保守点検、メンテナンス等により本サービスの提供が不可能となった場合のほか、営業上又は技術上やむを得ないと合理的に判断される場合、広告主等に対して何ら補償を行うことなく本サービスの一部又は全部の提供を一時中断、又は停止することができる。

第18条 （秘密保持）

- 当社及び広告主等は、本契約等に関連して知り得た相手方の営業上、業務上、技術上その他一切の情報（顧客及び相手方の関連会社の情報を含み、以下「秘密情報」という。）については厳に秘密を保持・管理し、本契約等の目的のみに使用し、事前に相手方の書面による同意なくして第三者（当社の業務委託先及び本契約等の目的達成に必要な当社の関係会社を除く。）にこれを開示、提供、及び漏洩してはならない。ただし、以下の各号のいずれかの場合に該当する情報についてはこの限りではない。
 - 開示された時点で既に公知となっていた情報
 - 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - 開示された時点で、既に自ら保有していた情報
 - 秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に開示された情報
- 当社及び広告主等は、法令、行政機関又は裁判所等の命令により秘密情報の開示が要求された場合、これを必要最小限の範囲で開示することができる。
- 当社及び広告主等は、秘密情報を開示する自己又は関係会社の役員及び従業員（以下「役職員」という。）を、本契約等の目的を達成するために必要最小限の範囲に限定する。
- 前項において当社又は広告主等が自己又は関係会社の役職員に対して秘密情報を開示する場合、当該役職員に本条の秘密保持義務を遵守させ、当該役職員による秘密保持義務のいかなる違反に対しても責任を負う。
- 当社及び広告主等は、本契約等の目的を達成するために必要最小限の範囲で、秘密情報を複製することができる。当社及び広告主等は、当該複製物を本条の規定に従い、秘密情報と同様に取扱う。
- 当社及び広告主等は、本契約等が終了した場合又は相手方からの請求があった場合、秘密情報及びその複製物を相手方に返還し、又は秘密情報にかかる電磁的記録を消去する。

第19条 （解除）

- 当社は、広告主等に次の各号のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約等の全部又は一部を解除することができる。
 - 本契約等に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず当該期間経過後に違反状態が是正されない場合
 - 広告主等に支払遅延が発生した場合、広告主等が支払いを拒絶している場合、広告主等が支払い停止状態に陥った場合その他広告主等の信用状態に不安が生じたと当社が合理的に判断した場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、又は自ら申し立てをした場合
 - 解散、営業もしくは事業の全部又は重要な一部の譲渡、自らが消滅会社となる合併を決議した場合
 - 監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - 前各号に類する事由が生じ、本契約等の継続が困難であると当社が合理的に判断した場合
 - その他本契約等を継続し難い背信行為があった場合
- 前項の解除は当社の代理人に対する損害賠償請求を妨げない。
- 広告主等は、第1項又は第21条第3項により本契約等を解除された場合、期限の利益を失い、その時点で相手方に対して有する債務をただちに弁済する。
- 代理店は、本条又は第21条第3項に基づき、個別契約が解除された場合、当該個別契約の終了に関して必要となる一切の事項について責任を持つものとし、これに要した費用等を当社に対して請求することはできないものとする。

第20条 （不可抗力及び責任の限定）

- 当社は、天災地変、停電・通信回線の事故、インターネットインフラの不具合、ストライキ、テロ、戦争もしくは交通機関の乱れ、その他自己の合理的な支配の及ばない事由により本契約等に定める義務が履行できない場合、広告主等に対する義務を免責される。当社が負担する損害賠償責任の範囲は、広告主等が直接の結果として現実に被った通常生ずべき損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的及び特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わない。）については責任を負わないものとし、別段の定めのない限り、当該損害の発生に関連する個別契約に定める広告料金の金額を上限とする。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合を除くものとする。

第21条 （反社会的勢力の排除）

- 当社及び広告主等は、相手方に対し、自己並びに自己の役職員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 当社及び広告主等は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 当社及び広告主等は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手続を要することなく、本契約等を解除することができる。なお、当社及び広告主等は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わず、本契約等の解除に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負わない。

第22条 （完全合意）

本契約等は、当社及び広告主等の全ての合意を網羅しており、当社及び広告主等の間の従前の一切の合意に優先する。当社及び広告主等の間で過去に締結した本契約等と同一又は類似の契約は、本契約等の効力発生日をもって失効する。また、本契約等の変更は、次条に定める場合を除き、当社及び広告主等が記名押印した書面によらなければ効力を生じない。

第23条 （本規約の変更等）

本規約は、当社が所定の方法により変更内容を公表し、又は広告主等に通知することにより、かかる公表日をもって変更することができるものとする。

第24条 （本規約の可分性）

本規約の一部条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けない。

第25条 （合意管轄）

当社と広告主等との間で本契約に関して紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

第26条 （準拠法）

本契約等に関する準拠法は全て日本国内法が適用されるものとする。

2020年7月29日

制定